

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
池田友彦
(JASDAQ・コード番号: 8893)
問合せ先 取締役兼上席執行役員 管理本部長兼経営企画部長
佐藤啓明
(TEL. 03-5962-0775)

事業再生計画の終結について

当社は、既に公表しておりますとおり、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の特定認証紛争解決手続き（以下、「事業再生ADR手続き」といいます。）につきまして、対象債権者であります取引金融機関の皆様のご同意により、平成 22 年 11 月 25 日に成立しております。

同事業再生計画では、事業再生ADR債務を 7 事業年度（平成 30 年 3 月末）で返済することとなっておりますが、今般、計画より 2 事業年度繰り上げ平成 27 年 5 月 14 日付で同債務を完済し、当社の事業再生計画が終結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業再生計画終結の概要

事業再生ADR手続きの利用申請時（平成 22 年 9 月 3 日）における販売用不動産 76 億 61 百万円につきましては、平成 25 年 10 月にすべての売却が完了いたしました。また、ADR対象となる不動産担保等により保全されている有担保債権 79 億 18 百万円については対象不動産の売却等に伴い全額の弁済を完了しております。不動産担保等により保全されていない無担保債権につきましては、平成 27 年 5 月 14 日をもって残額の弁済を繰り上げて完了いたしました。

当社はこの間、事業再生計画に定めるとおり、事業の選択と集中を行い、ADR対象不動産の早期売却、高い事業効率と短期間で資金回収が出来る事業への経営資源の集中、事業規模に合わせた適切な人員規模、組織の簡素化、本社移転等による賃料の削減等のコスト削減に取り組んでまいりました。併せて、第三者割当増資による資本増強を行いました。

結果、事業再生計画の初年度であります平成 24 年 3 月期より 4 期連続黒字化を達成し、強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を成し遂げ、今般ADR債務の完済に至り、事業再生計画を終結するに至りました。

2. 今後の見通し

本件による平成 28 年 3 月期の業績に与える影響はございません。平成 28 年 3 月期の業績予想につきましては、本日発表の平成 27 年 3 月期決算短信をご参照ください。

当社の事業再生ADR手続きにご同意いただきました取引金融機関の皆様はもとより、株主、お取引先等全ての関係者の皆様のご理解とご協力で深く感謝申し上げます。今後とも全ての関係者の皆様のご支援、ご期待にお答えすることができるよう全力を尽くす所存でございます。

何卒、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上